

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 平成29年度決算における北九州市の健全化判断比率等の公表【財政局財務部財政課】 2
- 平成30年10月北九州市恒見財産区議会定例会の招集【財政局財務部財産活用推進課】 4

### ◇ 公 告

- 委託契約に係る一般競争入札の公告【市民文化スポーツ局市民総務部総務区政課】 5

北九州市告示第 386 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 29 年度決算における北九州市の健全化判断比率及び資金不足比率について公表する。

平成 30 年 9 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 健全化判断比率（平成 29 年度決算）

（単位：％）

区分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率	12.2	25.0
将来負担比率	175.6	400.0

備考

（１） 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載した。

（２） この表において「早期健全化基準」とは、法第 2 条第 5 号に規定する早期健全化基準をいう。

2 資金不足比率（平成 29 年度決算）

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
食肉センター特別会計	—	20.0
卸売市場特別会計	—	
渡船特別会計	—	
港湾整備特別会計	—	
産業用地整備特別会計	—	
漁業集落排水特別会計	—	
空港関連用地整備特別会計	—	
学術研究都市土地区画整理特別会計	—	
市民太陽光発電所特別会計	—	
上水道事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	
交通事業会計	—	
病院事業会計	—	
下水道事業会計	—	

備考

（１） 資金不足額がない場合は、「—」を記載した。

(2) この表において「経営健全化基準」とは、法第23条第1項に規定する経営健全化基準をいう。

北九州市告示第 387 号

平成 30 年 10 月北九州市恒見財産区議会定例会を次のとおり招集する。

平成 30 年 9 月 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 期日 平成 30 年 10 月 4 日
- 2 場所 恒見集会所会議室（北九州市門司区恒見町 2 1 番 1 号）

## 北九州市公告第616号

一般競争入札により、区役所内線網等構築業務の委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年9月6日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 調達内容

- (1) 業務名 区役所内線網等構築業務
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成31年3月31日まで
- (4) 履行場所 門司区役所、小倉北区役所、小倉南区役所、若松区役所、八幡東区役所、八幡西区役所及び戸畑区役所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者であること。
- (5) 国又は地方公共団体において、当該業務に類するネットワーク構築業務を受注し、かつ誠実に履行した実績を有すること。また、実績を証明する書面を提出できること。
- (6) 次項第1号で実施する入札説明会に参加していること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す日時及び場所

ア 日時 平成30年9月13日 午前10時から午前11時まで

イ 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法 前号アの日時に前号イの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成30年9月19日午後5時までに次項第6号の場所に競争参加の申出書を提出しなければならない。郵送による場合は、同号の場所に書留郵便により、平成30年9月19日午後5時必着のこと。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成30年10月5日 午前10時

イ 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

#### 4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(3) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部総務区政課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2155